

浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 21 日

浜田市長 久保田 章 市

浜田市条例第 6 号

浜田市まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

浜田市まちづくりセンター条例（令和 2 年浜田市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表雲城まちづくりセンターの項中「金城町下来原 171 番地」を「金城町下来原 1541 番地 20」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。